

補助金概要調書

補助金名	就農基盤整備事業費補助金			
所管部課	経済部農林課 (TEL 23-5231(直通))			
補助対象者	農業協同組合、市町村農業公社及び青年等就農促進のための資金等に関する特別措置法に基づき認定された認定就農者			
補助開始年度	平成11年度			
交付目的	将来、効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農を促進し自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図るため。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	2,460千円 (820)千円	1,825千円 (608)千円	16,408千円 (5,471)千円	9,417千円 (3,140)千円
補助事業の内容	補助事業者等が、就農基盤整備事業実施要領に基づき実施する事業で、鳥取県西部総合事務所長の承認を受けた事業内容とする。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		18,834千円	
	内補助対象経費		18,834千円	
	補助対象経費の内訳		トラクター、ネギ定植機、等農業用機械 18,774千円 育苗ハウス等農業用施設 600千円 4件	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		定率補助 (1/2)	
	限度額		(有) 10,000千円/件	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 2/3 市 1/3 その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	新規就農者が、就農初期に必要な機械・施設の整備を行うことに対して補助金を交付することにより補助事業者の経営の安定を図る。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	農業の担い手・後継者不足の支援策として県との協調により実施している事業であるため、県の補助制度の終期に併せて終期とする。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	平成20年度から県事業が「就農条件整備事業」に改正されたため、本補助金の詳細については未確定			